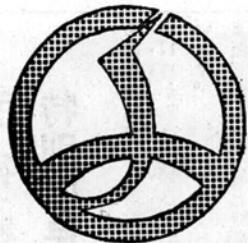


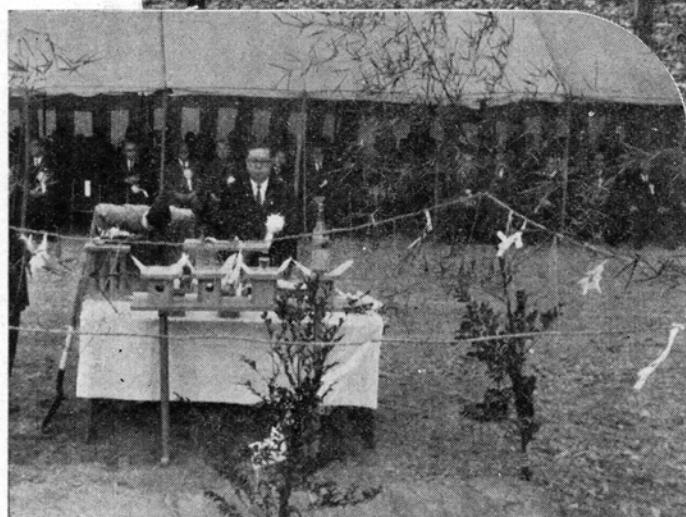
昭和39年2月5日発行 千代田区役所

TEL(331) 0151  
8531



# 区のおしらせ

No. 169



## 千葉県吉浜海岸に 臨海学園用地を確保

1月28日に披露式

千代田区には中学生用の臨海施設がなく、その実現のために長い間努力を払つて来ましたが、昨年12月、千葉県鋸南町長との間に話し合いがまとまり、保田にあつた区有地との無償交換条件により、八四七坪の埋立造成地が、区の臨海施設用地として決まりました。

場所は、千葉県安房郡鋸南町にあり、吉浜海岸の岩盤の上に造成された埋立地で、房総の海を一望に見渡すことができる、波は静かで、附近の環境も絶好です。この地に、鉄筋コンクリート三階建、延べ

約一、四四四平方メートル(四三

七坪) 収容人員三百名の園舎の建設にとりかかり、こ

としの夏休みまでに完成さ

せる予定です。

1月28日には、この用地の披露式が当地で、区側から約百名、鋸南町側から約九十名の各関係者が参加して行なわれました。

写真

上：建設用地での地鎮祭  
下：玉串奉奠を行なう遠山区長

## 納税者のみなさんへ

# 所得税・個人事業税 特別区民税の申告は一緒に

所得税の確定申告書の受付は、2月17日から3月16日までとなっております。また、個人事業税と特別区民税の申告書は、3月21日が提出期限です。

所得税の確定申告期間内は、麹町・神田両税務署内に、個人事業税と特別区民税の窓口を設けてありますから、所得税の確定申告をするひとは、同時に申告を済ませてください。

なお、区では、麹町・神田両税務署、千代田税務事務所、商工会議所、青色申告会などと共に、所得税・個人事業税・特別区民税の申告について、別表のとおり説明会を開きます。どうぞお気軽にご利用ください。

月	日	時	間	場	程	表
昭和39年2月17日(月)		午後1時30分~5時		神保町区民館		
2月18日(火)	"	1時30分~5時		番町区民館		
2月19日(水)	"	7時~9時		神田公園区民館		
2月20日(木)	"	1時30分~5時		富士見町区民館		
2月21日(金)	"	1時30分~5時		万世橋区民館		
2月24日(月)	"	1時30分~5時		和泉橋区民館		
2月25日(火)	"	6時30分~9時		神田錦町275 製本会館		

区立中学校長会とPTA協議会では、保田臨海学園用地の取得をした遠山区長の功績に対し、次のような感謝状を贈りました。

「あなたは、区長として常に教育優先の区政の大方針をうたってられ、本区教育向上のために情熱を傾けられ、多くの難問題を解決してくださいました。

今まで、私どもの多年にわたる念願でありました千葉県鋸南町の保田臨海施設を確保して、本

## 区立中校長会・PTA協議会 から区長に感謝状

区立中学校長会とPTA協議会では、保田臨海学園用地の取得をした遠山区長の功績に対し、次のような感謝状を贈りました。

区に学ぶ生徒に大きな幸福を与えてくださいました。

これは、ひとえにあなたの誠意のたまものであります。その功績は長く千代田区教育史上銘記されるものと信じ、私ども一同尽きざる感謝をささげるものであります。

この大事業の完遂にあたり、感謝状並びに、記念品を贈呈し深く感謝の意を表します。」

確定申告をする必要のないひとの特別区民税の申告は、3月21日までに、区税務課が各出張所へ申告してください。

このほど、総理大臣から、次の七氏が紺綬褒章を受彰しました。

七氏が紺綬褒章受彰

▽山本満寿雄氏(神田銀治町一)  
五) 11月赤に三十万円寄付

### 青少年問題協議会で

▽和久井広忠氏(神田鍊倉町一三)  
II) 神竜小に十万円寄付

▽村越圭一氏(神田銀治町三)  
九) II) 赤に十萬円寄付  
▽高橋卓郎氏(神田鍊倉町九)  
II) 同

▽草壁竹藏氏(神田司町二と六)  
II) 同

▽細田員雄氏(神田淡路町二)  
一二) II) 同

▽中村余吉氏(神田台所町九)  
II) 同

▽中村余吉氏(神田台所町九)  
II) 同

▽中村余吉氏(神田台所町九)  
II) 同

これにより、同協議会は、地区補導連絡会、町会、婦人団体などの各団体の協力をえて、青少年対策の充実をはかることになつていま

### 四つの目標を立てる

4 青少年の事故防止  
3 社会環境の浄化  
2 公徳心の高揚  
1 少年対策として、次の四つの目標をたてました。

▽山本満寿雄氏(神田銀治町一)  
五) 11月赤に三十万円寄付

### 青少年問題協議会で



## 区のおしらせ



## 優れた従業員を表彰します

区では、区内中小企業従業員の勤労意欲の向上と、優秀な従業員の育成をはかるため、優れた従業員を表彰します。次の要領で推せんしてください。

1 区内の中小企業の従業員で、同じ事業所に五年以上勤続し、仕事によく励み、他の模範となるひと

2 商店会長、業種別商工団体代表者から推せんされたひと

3 常時従業員数が三十名以下の商業または、サービス業の事業所に勤務していること（工業、運送業などは、三百名以下）

4 前回までに区の表彰を受けていないひと

▽事業所のみなさんがたのご協力で、区民税の特別徴収は大変好成績をあげています。今後とも一層のご協力をお願ひいたしま

す。  
▽今年の1月1日現在で給与の支

いないひと  
これらの要件にあてはまるひとがいましたら、商工観光課商工係へ2月15日までに、推せん状を添えて提出してください。

## 今年成人になる方へ

満二十才になったひとで、一般の会社、銀行で扱っている厚生年金または、その他の被用者年金に入してないひとは、法律の規定により、国民年金に加入しなければなりません。

手続きは、国民年金被保険者資格取得届を区役所か出張所へ提出してください。（届書の用紙は区役所・出張所にあります）

保険料は、二十才に達した月から一ヶ月百円づつ六十才まで払い込みを続けます、六十才以後は、年額四万三千円の年金がもらえます

お早めに手続きをしてください。

## 所得税を源泉徴収している事業主の方へ

## 図書館の夜間開館

期間 3月13日まで  
時間 午前9時～午後7時

（毎週月曜日は休館）

払いをしている事業主は、給与支払報告書を2月末日までに必ず提出してください。

▽報告書用紙は、税務課（七番窓口）でお渡しますから、さきに送付した請求書をご記入のうえ、受けとつてください。

なお、用紙の様式が少し変わりましたので、昨年度以前の用紙は使用できません。

注 意  
1 店員や社員の所得税を源泉徴収している商店、会社などは、地方税法によって、特別区民税の特別徴収をしなければなりません。まだ給与支払報告書を出したことのない商店、会社は、ぜひ期限までに提出してください。

2 二十三区外の市町村に給与支払報告書を出されるばあい、報告書の様式が、それぞれ違っています。

## 蔵前電話局が開局されます

蔵前電話局が2月16日から開局になります。

この電話局は、電話の全国ダイヤル即時化実施にそなえて建てられたもので、局番の頭文字が⑥または⑧の電話をもつてゐるかたがたの市外電話をかけるときの中継局となります。

同局が開局されると、ダイヤルでつながる市外電話をするとき、最初の0以外の一ダイヤルごとの接続音はきこえません。また、ダイヤルをまわしあえて少しの間（4~12秒）音がきこえません。これは、新しい機械の性能のためで故

ますので、直接その市町村に請求してください。

特別徴収によつて店員、社員のうける特典。

## 区民ひろば

問

私のめいは、ある会社勤めていたが、集団検診の際に、結核であると診断された。

二、三日前退社し今は○○病院で治療を受け、自宅療養中である。この先いつまで続くか知れない病気であると思うが、会社の健康保険はいつまで有効か、会社退職後すぐに

国民健康保険に加入できるか

答 区の国民健康保険課と○○社会保険事務所とに問合せましたところ、係では次のような回答がありました。

病気治療開始後五年間は療養の給付を受けられます。会社退職後は、法律上直ちに国民健康保険に加入しなければなりません。加入すると結核以外の病気になつたときこれを利用することができます。

入手手続きは、区役所三階国民健康保険課でしてください。

現在の病気治療継続の手続きは、会社所轄の社会保険事務所へいき、被保険者証と継続療養受給願いを提出することです。